

令和8年8月

お知らせ

「取引履歴明細書」等の発行可能期間を
過去15年分とすることについて

当金庫では、令和8年8月20日より「取引履歴明細書(入出金明細書)」「残高証明書」「利息証明書」の発行可能期間につきまして、下記のとおりとさせていただきますので、ご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

記

発行可能期間

依頼日の属する月から15年前の応当月まで

ご不明な点は当金庫の窓口までお問合せください。



栃木信用金庫

